

31調監発第890004号

令和元年6月28日

調布市長 長友 貴樹 様

調布市監査委員 玉木 國隆

調布市監査委員 岩倉 哲二

調布市監査委員 小林 市之

令和元年度第1回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

令和元年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

教育部（社会教育課，公民館，図書館及び郷土博物館に限る。）

第3 監査の実施期間

平成31年4月17日（水）から令和元年6月14日（金）まで

第4 監査の範囲

所管に係る平成30年度に執行された財務に関する事務及びその他の事務

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、予算の執行事務，収入及び支出事務，財産管理等の事務事業が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているか，最少の経費で最大の効果を挙げ，かつ，運営の合理化に努めているかを主眼として，関係諸帳簿及び関係書類の照合，現地確認，関係職員からの事情聴取等，通常実施すべき監査手続を実施した。

第6 監査の結果

事務事業は，法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められるが，一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので，早急に改善措置を講じられたい。

(1) 郵券等金券の管理について

郵券の使用状況を記入する受払簿について，残数の記入誤り及び記入漏れが見受けられた。（東部公民館）

郵券については，現金と同じく厳重に取り扱うべく，受払簿を正しく使用し，適正な事務処理に努められたい。

(2) 支出事務について

ア 支出負担行為書について，必要書類の添付がないもの，見積書に見積年月日の記入がないもの，決裁年月日に誤りがあるものなど，不適切な事務処理が見受けられた。（社会教育課）

調布市会計事務規則に基づき，適正な事務処理に努められたい。

イ 図書館協議会委員の報酬について，支払遅延が生じたものが見受けられた。（図書館）

調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき，適正な事務処理に努められたい。

(3) 契約事務について

次に掲げる不適切な事務処理が見受けられた。

ア 契約執行伺書について，見積書の添付がないもの，見積書に見積年月日の記入がないもの，2者以上の見積合わせで契約したにもかかわらず契約した相手方以外の見積書の添付がないもの，見積経過調書に表記された業者数と見積合わせをした業者数が一致しないもの等（社会教育課・東部公民館・西部公民館・郷土博物館）

イ 地域文化祭運営業務委託契約書に貼付されている収入印紙の割印が二重線で処理されているもの（東部公民館）

調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(4) 非常勤職員等について

一時保育保育者に係る臨時職員・非常勤特別職（嘱託員）通勤届において、認定担当者使用欄への記入及び経路確認印の押印がないものが見受けられた。（北部公民館）

調布市臨時職員の賃金及び通勤手当の支給に関する規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(5) 施設管理について

消防用設備保守点検において、郷土博物館にあつては3回、郷土博物館分室にあつては2回、連続して同じ不良箇所が指摘されたが、修理等の対策がとられていなかった。（郷土博物館）

いついかなる場合に火災が発生しても消防用設備が確実に作動するよう、十分に維持管理を行われたい。

(6) 個人情報の取扱いについて

起案文書の公開・非公開区分の表記に誤りがあるものが見受けられた。（社会教育課）

調布市個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適正な管理に努められたい。

(7) 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等の策定状況等について

ア 調布市行政手続条例等で策定が義務付けられている審査基準等について、窓口に備えられていないものが見受けられた。（社会教育課）

調布市行政手続条例等に基づき、審査基準等を備えられたい。

イ 調布市行政手続条例等で策定が義務付けられている審査基準等について、策定されていないものが見受けられた。（図書館）

調布市行政手続条例等に基づき、審査基準等を策定されたい。